

中間検査特定工程一覧表

(詳細は、特定行政庁の告示等を参照)

用途	階数	兵庫県	姫路市	高砂市	加古川市	明石市	神戸市	芦屋市	西宮市	尼崎市	伊丹市	宝塚市	川西市	三田市
一戸建ての住宅 長屋 共同住宅 (いずれも倉庫等以外の用途を兼ねるものを含む。)	2以下	50m <sup>2</sup> 超え	50m <sup>2</sup> 超え	木造、木造の混構造で50m <sup>2</sup> 超え又は地階を除く階数2以上	50m <sup>2</sup> 超え	50m <sup>2</sup> 超えかつ地階を除く階数2以上	一戸建ての住宅 (特定用途の倉庫住宅を除く)50m <sup>2</sup> 超え	木造、木造の混構造で階数2以上	木造軸組工法、上記の混構造で地階を除く階数2以上	50m <sup>2</sup> 超え (倉庫を含む)	50m <sup>2</sup> 超え	50m <sup>2</sup> 超えかつ階数3以上(地上2階以上) (共同住宅を除く。)	階数2以上 (附用住宅含む)	50m <sup>2</sup> 超えかつ階数3以上(地上2階以上) (共同住宅を除く。)
	3以上													
特殊建築物  (別表一(イ)欄一～四)		500m <sup>2</sup> 超えかつ階数3以上(地上2階以上) (共同住宅を除く。)	500m <sup>2</sup> 超えかつ階数3以上(地上2階以上) (共同住宅を除く。)	500m <sup>2</sup> 超えかつ階数3以上(地上2階以上)	500m <sup>2</sup> 超えかつ階数3以上(地上2階以上) (共同住宅を除く。)	500m <sup>2</sup> 超えかつ階数3以上(地上2階以上) (共同住宅を除く。)	100m <sup>2</sup> 超え階数2以上 200m <sup>2</sup> 超え階数1以上 (申請に係る建築物が複数ある場合、それぞれの建築単位の床面積)	500m <sup>2</sup> 超えかつ階数3以上(地上2階以上) (共同住宅を除く。)	1項200m <sup>2</sup> 超え、2項300m <sup>2</sup> 超え(下層・寄附舎・共同住宅は6階以上で100m <sup>2</sup> 超え)、3項2000m <sup>2</sup> 超え、4項500m <sup>2</sup> 超え(倉庫等)又は5階以上で100m <sup>2</sup> 超え)	500m <sup>2</sup> 超えかつ階数3以上	500m <sup>2</sup> 超えかつ階数3以上(地上2階以上) (共同住宅を除く。)	1. 500m <sup>2</sup> 超えかつ階数3以上(地上2階以上)	500m <sup>2</sup> 超え又は階数3以上(地上2階以上)	
上記以外の建築物												2. 地階を除く階数3以上で3階の主要構造部が木造		
<b>構造</b>														
<b>特定工程</b>														
木造	在来軸組工法	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合)②柱、はり及び筋交いの建て方工事	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合)②柱、はり及び筋交いの建て方工事	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合)②柱、はり及び筋交いの建て方工事	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合)②柱、はり及び筋交いの建て方工事	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合)②柱、はり及び筋交いの建て方工事	①基礎の配筋工事(地階を除く階数3以上の場合)②柱、はり及び筋交いの建て方工事	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合)②柱、はり及び筋交いの建て方工事	①基礎の配筋工事(地階を除く階数3以上の場合)②耐力壁の設置工事	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合)②土台、柱、はり及び筋交いを金物等により接合する工事	①基礎の配筋工事(階数3以上の場合)②土台、柱、はり及び筋交いを金物等により接合する工事	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合)②柱、はり及び筋交いの建て方工事	①基礎の配筋工事(階数3以上の場合)②土台、柱、梁及び筋交いを金物等により接合する工事	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合)②柱、はり及び筋交いの建て方工事
	枠組壁工法	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合)②耐力壁の設置工事(木質プレハブ工法及び丸太組構法共)	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合)②耐力壁の設置工事(木質プレハブ工法及び丸太組構法共)	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合)②耐力壁の設置工事(木質プレハブ工法及び丸太組構法共)	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合)②耐力壁の設置工事(木質プレハブ工法及び丸太組構法共)	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合)②耐力壁の設置工事(木質プレハブ工法及び丸太組構法共)	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合)②耐力壁の設置工事(木質プレハブ工法及び丸太組構法共)	①基礎の配筋工事(地階を除く階数3以上の場合)②耐力壁の設置工事	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合)②耐力壁の設置工事(木質プレハブ工法及び丸太組構法共)	①基礎の配筋工事(地階を除く階数3以上の場合)②壁を設置する工事	①基礎の配筋工事(階数3以上の場合)②耐力壁を設置する工事	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合)②耐力壁の設置工事(木質プレハブ工法及び丸太組構法共)	①基礎の配筋工事(階数3以上の場合)②耐力壁の設置工事	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合)②壁を設置する工事
鉄骨造														
	鉄骨鉄筋コンクリート造	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合)②1階の鉄骨の建て方工事	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合)②1階の鉄骨の建て方工事	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合)②1階の鉄骨の建て方工事	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合)②1階の鉄骨の建て方工事	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合)②1階の鉄骨の建て方工事	①基礎の配筋工事②2階の鉄骨の建て方工事	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合)②1階の鉄骨の建て方工事	①基礎の配筋工事②2階の床版の取付工事又は2階の床に鉄筋を配置する工事	①基礎の配筋工事②2階の床版の取付工事	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合)②1階の鉄骨の建て方工事	①基礎の配筋工事(階数3以上の場合)②1階の鉄骨の建て方工事	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合)②1階の鉄骨の建て方工事	①基礎の配筋工事(階数3以上の場合)②2階床版の取り付け工事(平屋は建て方工事)
鉄筋コンクリート造	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合)②2階の床及びこれを支持するはり(平屋は屋根鉄筋)に鉄筋を配置する工事(現場施工でない2階の床版又は屋根床版を取り付ける工事)	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合)②2階の床及びこれを支持するはり(平屋は屋根鉄筋)に鉄筋を配置する工事(現場施工でない2階の床版又は屋根床版を取り付ける工事)	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合)②2階の床及びこれを支持するはり(平屋は屋根鉄筋)に鉄筋を配置する工事(現場施工でない2階の床版又は屋根床版を取り付ける工事)	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合)②2階の床及びこれを支持するはり(平屋は屋根鉄筋)に鉄筋を配置する工事(現場施工でない2階の床版又は屋根床版を取り付ける工事)	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合)②2階の床及びこれを支持するはり(平屋は屋根鉄筋)に鉄筋を配置する工事(現場施工でない2階の床版又は屋根床版を取り付ける工事)	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合)②2階の床及びこれを支持するはり(平屋は屋根鉄筋)に鉄筋を配置する工事(現場施工でない2階の床版又は屋根床版を取り付ける工事)	①基礎の配筋工事②2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事(現場施工でない2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事)	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合)②2階の床及びこれを支持するはり(平屋は屋根鉄筋)に鉄筋を配置する工事(現場施工でない2階の床版又は屋根床版を取り付ける工事)	①基礎の配筋工事②2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事(現場施工でない2階の床版又は屋根床版を取り付ける工事)	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合)②2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事(現場施工でない2階の床版又は屋根床版を取り付ける工事)	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合)②2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事(現場施工でない2階の床版又は屋根床版を取り付ける工事)	①基礎の配筋工事(階数3以上の場合)②2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事(現場施工でない2階の床版又は屋根床版を取り付ける工事)	①基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合)②2階の床(平屋は屋根床版)及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	①基礎の配筋工事②2階の床版の配筋工事(平屋は屋根の配筋工事)
上記以外	基礎に鉄筋を配置する工事	基礎に鉄筋を配置する工事	基礎に鉄筋を配置する工事	基礎に鉄筋を配置する工事	基礎に鉄筋を配置する工事	基礎に鉄筋を配置する工事(階数3以上の場合)	基礎に鉄筋を配置する工事	基礎に鉄筋を配置する工事	基礎の配筋工事	基礎の配筋工事	基礎に鉄筋を配置する工事	基礎の配筋工事	基礎に鉄筋を配置する工事	基礎に鉄筋を配置する工事
適用除外	法19条	○	○						○		○			
	法69条の11													
	法69条の10													
	法68条の15													
	法68条の20	○	○		○								○	○
	法68条の25													
法85条	○	○		○										
品確法(建設)	○	○		○										
移転、大規模修繕・模様替	○	○		○										
期間		29. 4. 1～	29. 4. 1～	29. 4. 1～	29. 4. 1～	29. 4. 1～	24. 6. 1～	29. 4. 1～	24. 6. 20～29. 6. 19	27. 10. 1～	29. 4. 1～	28. 10. 1～	29. 2. 1～	27. 4. 1～30. 3. 31
工区分け		早期に終了する工区の工程を特定工程(法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象)	早期に終了する工区の工程を特定工程(法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象)	早期に終了する工区の工程を特定工程(法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象)	早期に終了する工区の工程を特定工程(法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象)	早期に終了する工区の工程を特定工程(法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象)	早期に終了する工区の工程を特定工程(法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象)	早期に終了する工区の工程を特定工程(法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象)	早期に終了する工区の工程を特定工程(法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象)	早期に終了する工区の工程を特定工程(法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象)	早期に終了する工区の工程を特定工程(法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象)	早期に終了する工区の工程を特定工程(法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象)	早期に終了する工区の工程を特定工程(法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象)	早期に終了する工区の工程を特定工程(法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象)
添付書類	【確認申請時の添付書類は、特定行政庁に確認申請を提出する場合に必要な添付書類です。弊社では中間検査申請時までに提出してください。】 【中間検査時の添付書類は、中間検査申請書の添付書類として提出してください(確認申請時の場合は不適用)】	【確認申請時】 ①筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 ②土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書 ③令第46条第4項に規定する基準に従った構造計算の計算書	【確認申請時】 ①筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 ②土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書 ③令第46条第4項に規定する基準に従った構造計算の計算書	【中間検査時】 ①筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 ②土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書 ③令第46条第4項に規定する基準に従った構造計算の計算書	【中間検査時】 ①筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 ②土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書 ③令第46条第4項に規定する基準に従った構造計算の計算書	【確認申請時、中間検査時】 ①筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 ②土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書 ③令第46条第4項に規定する基準に従った構造計算の計算書	【確認申請時、中間検査時】 ①筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 ②土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書 ③令第46条第4項に規定する基準に従った構造計算の計算書	【確認申請時】 ①筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 ②土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書 ③令第46条第4項に規定する基準に従った構造計算の計算書	【確認申請時】 ①筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 ②土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書 ③令第46条第4項に規定する基準に従った構造計算の計算書	【確認申請時】 ①筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 ②土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書 ③令第46条第4項に規定する基準に従った構造計算の計算書	【確認申請時】 ①筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 ②土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書 ③令第46条第4項に規定する基準に従った構造計算の計算書	【確認申請時】 ①筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 ②土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書 ③令第46条第4項に規定する基準に従った構造計算の計算書	【確認申請時】 ①筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 ②土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書 ③令第46条第4項に規定する基準に従った構造計算の計算書	【確認申請時】 ①筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 ②土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書 ③令第46条第4項に規定する基準に従った構造計算の計算書
備考							【特定工程】 ①一の確認で2棟以上の建築物がある場合は最も早期に完了する棟(当該棟が他の棟の基礎として建てられている場合を除く) ②鉄骨造と鉄筋コンクリート造を併用する場合は該当する構造に応じた特定工程のうち最も早期に完了する工事		【その他の適用除外】 ①木造の混構造で木造部分が簡易的である場合木造以外のもの ②Exo-Jにより構造上別で申請部分だけで中間検査対象でないもの ③申請部分が50m <sup>2</sup> 以下(新築を除く) ④観覧場や屋外に避難有効に開放されているもの ⑤診療所(入院施設なし) ⑥高さが60mを超える					